

第150回 石川県都市計画審議会議事録

平成21年12月25日（金）14時00分から
石川県庁舎 11階 「1109会議室」

◎事務局： 定刻前ではございますが、ただいまから、第150回石川県都市計画審議会を開催いたします。

審議に入ります前に、事務局を代表いたしまして尾崎県参事からご挨拶申し上げます。

○県参事： 県参事の尾崎でございます。

都市計画審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、年末の大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。心から御礼申し上げます。

さて、皆様方御案内のとおり、国の来年度予算の概算要求額が本日にも決定されるように聞いておりますが、国土交通省の予算の削減は避けられないというような状況でございまして、社会資本整備を取り巻く環境は、引き続き大変厳しいものがあると言わざるを得ません。

また、先般の行政刷新会議による事業仕分けにおきましても、道路整備費につきまして「予算の見直しを行う」と判定され、更には、まちづくり交付金などが、地方自治体の判断に任せるべきだという、いわゆる地方移管とされております。しかしながら、現時点では、具体的な仕組みや財源移譲の形が示されておらず、来年度の予算にどう反映されるのか、大変心配しているところであります。

しかし、本県におきましては、北陸新幹線の金沢開業という大きなプロジェクトの実現が、加速的に迫ってきております。

都市計画行政としましては、無電柱化の促進などを核とした「まちなかの賑わい創出」や、「美しい石川の景観づくり」など、新幹線開業効果をより広く県下に波及させるための取組みを、今後一層推進してまいりたいと考えております。

したがって、道路事業やまちづくり事業が停滞することのないよう、事業実施に必要な予算の確保を、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。

さて、本日の審議会には、2件の案件を予定しております。

能越自動車道の七尾氷見道路における一部区間の区域の変更や、七尾市和倉温泉地区における都市計画道路網の見直しに関する案件が1件、その他、加賀市橋立土地区画整理事業の事業計画への意見書に関する案件でございます。

委員の皆様方には、どうかよろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎事務局：引き続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。議事次第、A 4、1枚でございます。議案書といたしまして、A 4の冊子と別冊資料1、2、これもA 4の冊子でございますが付けております。資料といたしまして、資料1「都市計画道路の見直しについて」A 3の1枚でございます。資料2「橋立土地区画整理事業の概要と意見書の要旨について」これがA 3の2枚。資料3「都市計画決定案件市町決定一覧表」これはA 3の2枚とA 4が1枚となっております。

何か足りない資料がございましたら、事務局までお知らせ下さい。

それでは、前回3月25日に開催しました審議会以降の委員の交代につきまして、ご報告申し上げます。議案書の1ページから3ページをご覧ください。

学識経験者委員におかれましては、4年間の任期が満了し、今回新たに2名の方に委員にご就任頂きました。

池本良子様は、金沢大学理工研究域教授で、環境分野の専門としてお願いいたしました。

外丸妙美様は、石川県介護福祉士会会長で、福祉・介護分野の専門としてお願いいたしました。

関係行政機関委員におかれましては、人事異動に伴いまして、北陸地方整備局長の吉野清文様から前川秀和様に替わられました。

県議会議員の委員におかれましては、吉崎吉規様、米田昭夫様から石田忠夫様、山田憲昭様にそれぞれ替わられました。

市議会議長の代表委員におかれましては、石川県市議会議長会会長の中西利雄様から高村佳伸様に、また、町議会議長の代表委員におかれましては、石川県町村議会議長会会長の谷口正一様から浜崎音男様に替わられました。

臨時委員におかれましては、人事異動に伴いまして、西日本旅客鉄道(株)金沢支社長の細野文雄様が荻野浩平様に、近畿中部防衛局長の増田慎吾様が武藤義哉様に、北陸財務局長の大森通伸様が藺田俊和様に、中部経済産業局長の長尾尚人様が宮川正様にそれぞれ替わられました。

以上、委員の交代についてご報告致しました。

なお、本日の審議会には、出席依頼委員21名中18名の委員の方々にご出席いただいております。

ここで、本審議会の会長についてですが、石川県都市計画審議会条例第4条では、学識経験者委員の中から会長を選出することとされております。先ほど説明いたしましたとおり、学識委員につきましては、任期満了に伴い今回新たにご就任いただいておりますので、これらの方々の中から会長をご選任いただきたいと思います。

皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

◎小門補佐：特に意見がないようですので、引き続き川上委員にお願いしたいと思いますますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、川上委員には引き続き会長としてよろしくお願い致します。
これより、川上会長に議事進行をお願い申し上げます。

◆会 長： それでは引き続き都市計画審議会の会長を務めさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。
本日は、委員の皆様にはご多用中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまご報告頂いたように、出席依頼委員 21 名中 18 名と半数以上のご出席をいただいているとのことですので、本日の審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それから、本日の議事録の署名委員ですが、山田委員と井上委員に、お願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

◎事務局： それでは、議案書の 4 ページをお開きください。前回の第 149 回審議会の結果について、ご報告いたします。

前回、承認する旨答申のありました、「七尾都市計画臨港地区の変更」につきましては、5 月 7 日に、また、「高松都市計画区域及び七塚宇ノ気都市計画区域の変更」、「かほく都市計画かほく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきましては、5 月 19 日に、「富来都市計画道路の変更」、「かほく都市計画道路の変更」につきましては 5 月 29 日に、「金沢都市計画金沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、「金沢都市計画区域区分の変更」、「金沢都市計画臨港地区の変更」につきましては、6 月 2 日に都市計画変更の県告示がなされたことをご報告いたします。

◆会 長： それでは次に、議案の審議に入ります。委員の皆様におかれては、議事進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

最初に、議案第 1508 号「七尾都市計画道路の変更について」を上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： それでは議第 1508 号「七尾都市計画道路の変更について」ご説明致

します。

今回、案件が七尾市街地周辺と和倉地区で分かれていますので、2つに分けて説明させていただきます。

議案書は7ページ、図面は9ページとなります。

本案件は、1・3・1号能越自動車道線の変更であります。

こちらのスクリーンをご覧ください。

能越自動車道は、輪島市を起点とし、七尾市、富山県氷見市等を経由し、北陸自動車道小矢部砺波ジャンクションに至る延長約100kmの自動車専用道路であります。

現在、石川県内では、田鶴浜道路及び能登有料道路を活用した区間に加え、能登空港インターまでの合計約38kmが供用中です。

今回の変更となるのは、現在事業中の、通称、七尾氷見道路になります。

こちらの図で、能越自動車道線は、赤色で示しますこちらの道路で、七尾インターから県境までの延長約13.7km、幅員22mの道路であり、平成10年から12年にかけて、都市計画決定がなされ、平成19年には、七尾東ICの追加などの変更を行っています。

今回の変更は、県境近くの東浜地内の区域変更になります。

こちらが上空から見た能越自動車道線の計画位置です。今回の変更区間はこちらになります。

こちらが海側から望んだものになります。

変更理由について説明します。こちらの横断図をご覧ください。

当初、切土法面構造にて計画していましたが、事業実施にあたり、詳細な地質調査を行った結果、切土法面構造に適さない土質状態であることが判明したため、今回、安全面や維持管理面、コスト面で有利なトンネル構造に変更し、安全で円滑な交通の確保を行うものです。

こちらが、区域変更の平面図です。青色が削除範囲になります。当初、高さ25mの長大法面となっていたのですが、今回、トンネル構造により、区域が大幅に縮小され、地形への影響も最小限となることになります。

なお、今回の変更を受け、国の方では、当該区域についても用地買収及び工事を推進し、平成24年度頃までには大泊ICから七尾東ICまでの供用を目指していくと聞いております。

以上が、七尾都市計画道路 能越自動車道線に係る変更内容の説明でございます。

つづきまして、議第1508号の2「七尾都市計画道路の変更」和倉地区についてご説明致します。

議案書は11ページ、図面は13ページ、参考として資料1を用意しています。スクリーンで説明します。

まず最初に「都市計画道路見直しの背景と取り組み」について、まず説明させていただきます。こちらのスクリーンをご覧ください。

見直しの背景・必要性につきましては、近年の人口減少や、少子高齢化の進行など社会情勢の変化とともに、まちづくりの方向性や土地利用の変化などにより都市計画道路の必要性が変化または低下してきています。このため、長期未着手となっている道路について見直しが必要となっており、本県では、平成15年度に県が「ガイドライン」を策定し、市町に見直しに取り組むようお願いしています。これまで、金沢市、輪島市、かほく市で見直しを行い、都市計画の変更を行いました。

また、今回の七尾市和倉地区の他に、小松市、白山市、能美市で現在見直しに取り組んでいます。

それでは、和倉地区での取り組みを説明します。

七尾市では、今年度より、都市計画道路網の抜本的な見直しを行い、今後の和倉温泉のまちづくりにつなげるため、検討委員会を設置し、本年8月に見直し素案を取りまとめております。

その後、9月より周辺住民に対する説明会を開催し、合意形成がなされております。

今回の変更は、県決定では5路線約4.8km、市決定を含めると6路線約5.1kmについて、道路の区間廃止や幅員の変更などを行う内容となっております。

なお、本日の審議会に諮る案件は、県道及び幅員16m以上の市道であり、七尾市決定の1路線については、さる12月21日に開催された七尾市の都市計画審議会で審議承認されております。

それでは各路線の変更について、ご説明いたします。

都市計画道路の見直しにあたっては、こちらにあります5つの観点、に該当する場合において、「交通上、防災上の支障の有無を検証」した上で、廃止あるいは、変更を含めた計画の見直しを行うこととしております。

それでは、これから5各路線につきまして、見直しの内容についてご説明いたします。

こちらに示します3・4・1号和倉港和倉駅線は、和倉港と和倉温泉駅とを結ぶ延長2210mの道路であります。今回、こちらに示します区間について、廃止や幅員の見直し、新規区間の決定を行っております。3区間に分けてご説明いたします。

まず、こちらの青色で示します和倉港から弁天崎公園までの76mにつきましては、これまで和倉港へのアクセス道路として計画されていましたが、取り扱い貨物量の減少やレジャーなどに重点をおいた機能変化により、物流を担う道路としての必要性が低下したこと、現道として7mから10m程度の道路があることから今回、区間廃止を行うものであります。

次に、弁天崎公園から湯ったりパークまでの720mにつきましては、和倉温泉街のエントランス道路として重要な機能を担っています。

当初計画におきまして、観光バスの停車需要を考慮し、停車帯を2.5m

確保する計画でしたが、旅行者のニーズが個人旅行へと変化してきており、また、停車スペースを確保している旅館も多く、車道での停車利用が少ないことから、今回縮小を行い、道路幅員を18mから16mに変更致します。

また、道路線形についても海側の温泉旅館や道路に埋設している温泉管の影響を最小限とするため、山側に線形を変更するものとします。

次ぎに弁天崎公園から湯元広場までの追加決定と、これに並行する和倉西線については関連がありますので併せてご説明いたします。

当該路線周辺においては、現在、和倉温泉街のにぎわい再生を目指し、温泉街の核となる総湯の建替えや散策路整備などを行い、賑わい創出を図ることとしており、総湯の前面道路である和倉西線をコミュニティ道路とし、歩行者が安全で快適に回遊できる空間の創出を図ることとしていることから、和倉西線については、幹線道路としての都市計画決定・12mを廃止するものとします。

また、廃止に伴い、交通処理機能が損なわれることから、今回、弁天崎公園から湯元広場付近までの95mについて、代替え路線として、また、まちなかの賑わいに資する道路として、新たに和倉港和倉駅線の延伸として新規決定を行うものです。

今回の変更に伴い、起点位置が変更となることから、路線名を「和倉港和倉駅線」から「湯元和倉温泉駅線」に変更することとします。

参考までにこちらの図で、上段が湯元和倉温泉駅線の延伸部のイメージパースになります。下段が総湯前の賑わいエリアのイメージパースになります。

次に3・5・3号和倉中町線について説明します。本路線は、中心部と山側の住宅地を囲む道路とで形成されている延長840mの都市計画道路であります。

2区間に分けて説明いたします。

まず、はじめに路線周辺の土地利用状況ですが、上段が昭和45年当時の土地利用を示したものです。赤、ピンク色が商業施設です。黄色が住宅の分布状況です。和倉中町線の周辺は昭和45年当時、空地となっています。下段は、現在のもので、こちらに示しますように沿道の土地利用が住居系となっています。

このことから、こちらに示します150m区間については、当初想定していた商業施設の立地による荷捌きなど、停車需要が見込まれないことから、停車帯を削除し、また、歩行空間についても利用状況を踏まえ、道路幅員を16mから12mに変更致します。

次ぎにこちらに示します690mについては、住宅密集地を通過する計画となっており、建物への影響が大きく、地域コミュニティや観光資源の喪失が懸念されること、また、既存道路との接続の際、地形の改変が著しいことから、今回、区間廃止するものとします。

なお、この地区は消防水利が充足しており、防災上の支障は少ないですが、狭隘な道路が多いため、今後、まちづくり協定により建替え時のセットバックについてルール化したり、空きスペースにおいて、すれ違い道路などの改良を行っていく予定であります。

今回の変更に伴い、終点位置が変更となることから、路線名を「和倉中町線」から「和倉中線」に変更することとします。

続きまして3・4・2号和倉東線についてご説明します。

本路線につきましては、先ほど説明しました和倉中町線の変更理由と同様、停車需要が今後見込めないこと、歩行者・自転車の利用状況が少ないことから、道路幅員を18mから12mに変更いたします。

次に3・5・5号奥原和倉線についてご説明いたします。

こちらに示します奥原和倉線は、和倉市街地から旧田鶴浜町方面を結ぶ延長3,620mの道路として都市計画決定されております。

3区間に別けてご説明いたします。

まず、起点である奥原町からシーサイドパークまでの区間につきましては、当初想定していた市街化も今後見込まれなく、周辺は主に山林であり、交通量についても非常に少ない状況となっております。また、現道については、幅員6mから8mほど確保されており、交通処理上、防災上の機能を最低限有していることから今回、区間廃止するものとします。

こちらが、奥原和倉線の現況写真になります。現道幅員は概ね6mから8m程度あります。温泉街側については、12m程度の幅が確保されています。

次にシーサイドパークから和倉中町線までの620mについてですが、拡大図をご覧ください。

当該区間については、住宅密集地を通過する計画となっており、既存建物に与える影響が大きく、地域コミュニティの喪失が懸念されることから今回、区間廃止するものとします。

次に、和倉中町線から終点部方面の440mについてです。拡大図をご覧ください。当初計画において、走行性を重視したバイパス計画となっておりましたが、今回、緑地空間の保全、既存ストックの活用の観点から極力現道を活用した道路線形に変更するものとします。

また、沿道の利用状況を勘案し、停車帯や歩道幅を見直し、幅員を16mから12mに変更するものとします。

最後になりますが、今回の和倉地区の道路見直しを受け、青色に示します4路線3.2kmが廃止区間となり、赤色で示します4路線1.5kmにつきまして、幅員の変更等を行う結果となっております。

なお、今回の和倉地区の道路見直しを受け、今後、七尾市では、地元と連携を図りながら総湯を中心としたまちづくりに来年度から本格着手する予定となっております。

また、県においても無電柱化を中心とした街路事業を推進し、来年度より、

湯元和倉温泉駅線の用地買収に着手する予定となっています。

以上が、七尾都市計画道路和倉地区の見直しに伴う変更内容です。

なお、能越自動車道線及び和倉地区の案件につきましては、平成21年12月4日より2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

◆会 長： 只今の、事務局の説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

●委 員： にぎわいの創出とか、まちなかの再生というものを目指すというお話でありましたが、和倉西線について、今日の新聞を見ておりますと、7、8軒の商店街を創るといふ報道がされていたと記憶しております。

これまで、草津温泉や城崎温泉などを見ておりますと、いわゆる旅館やホテルなどの業者と、その周辺の皆さんとの役割分担というものがありできて、初めて、まちなかが再生され、にぎわいを創出できる。そうした役割分担をすることが一番難しい問題であった、という説明を受けてきました。

和倉温泉の場合には、この点、こちらの旅館に入ったお客さんは一歩も外に出さないぞと、囲い込んでしまうという、そういうことでは、このまちなかの再生やにぎわいの創出は中々難しいのではないかと、こんなふうに思うわけです。

その辺りの協議といったものは、上手くいっているのかどうか、という点について、ご説明願いたいと思います。

◎事務局： 都市計画課長の竹村でございます。

今ほどのご意見について、大変ごもっともなところでございます。確かにこれまでの石川県の温泉というのは、大きい旅館が全部、囲い込みといひますか、温泉の中に入ったら全て用を足せるようなスタイルが非常に多かったわけです。

今、草津や城崎の事例を挙げていただきましたが、やはりこれからは、街全体として、ホテルや旅館から外に出て、回遊性を持たせながら、街歩きができるような、地域としての温泉街の地域づくりが大事かなと思っております。

和倉温泉につきましても、皆様もご存知のように、一番大きな「加賀屋」を始め大小の旅館があるわけです。

これにつきましては、昨年4月に地元の「にぎわい再生協議会」といふものがございまして、大きな旅館、地元の商店街の方々に入っただいて協議会の中で検討してきています。

しかしやはり、色々な利害がありまして、1年半かけてようやくこうしたイメージ図ができました。

このにぎわいゾーンには、出店もしていただきますし、地域のお寿司屋さんとか土産物屋さんといった方々にも、この県道を振ったところに出店していただく、というようなことで、ようやく具体的な調整も目途が付いた、というところでございます。

ですから、この地元の方でも、共存共栄と言いますか、回遊性の高いにぎわいゾーンを創るために、皆さん一体となって取り組まさせていただきます。

ただ、地元だけではなく、県の方でも、今お話しました県道の新たな振り替えによつての整備、市は市で、総湯を造り替えることによつて、まちづくり交付金事業を活用しまして、そうした事業も併せてやっていこうということで、まさに県、市、地元、三位一体と言いますか、官民協同の取り組みを今後とも進めさせていただきます予定であります。

●委員： どうもありがとうございました。よく分かりました。県、市、業者間の調整が上手く終わったと理解いたしました。

気候が良くなれば、下駄履きで街なかを散策できる、街なかで土産物等を買えるような、そういうまちづくりを目指していただきたいなど、その辺りもよくご指導いただきたいという希望を申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

◆会長： 他に、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。特にご意見もないようですので、本案はご承認いただいたものとします。

次に、議案第1509号「加賀都市計画事業橋立土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」を上程します。本議案については、意見書の内容を当審議会で審査し、事業計画に反映すべき意見かどうかを決めていただくこととなります。まず、事務局から、意見書の取扱いについて及び事業計画の概要、意見書の要旨について説明して下さい。

◎事務局： 議第1509号「加賀都市計画事業橋立土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」をご説明致します。

議案書の別冊として、今回提出された意見書の全文と事業計画の概要を載せてあります。当意見書は、区画整理事業区域内の土地所有者である地元の方1名より提出されたものです。

まず、意見書の法的な取り扱いについて、説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

当意見書は、加賀市が橋立地区における土地区画整理事業の事業計画を

定めるにあたり、土地区画整理法の規定に基づき、本年8月28日から2週間の縦覧に供したところ、知事あてに、提出されたものです。

土地区画整理法第55条第3項では、知事は、事業計画に対する意見書の提出があった場合、これを県都市計画審議会に付議しなければならないこととなっております。

そして、都市計画審議会では、意見書が事業計画の修正を求めるに相応しいかどうかを審査し、その意見書を採択するか、不採択とするかの議決をすることとなります。

「意見書を採択すべきである」と議決した場合は、県は施行者である加賀市に対し、事業計画について必要な修正を加えることを命じ、市は計画を修正のうえ、再度、縦覧からやり直すこととなります。

また、「意見書を不採択とする」と議決した場合は、その旨を県から意見書提出者に通知することとなります。

この場合、不採択の通知後に、市から県へ事業計画の認可申請がされ、県による審査後、事業認可が出され、事業が着手されます。

次に、事業計画の概要ですが、事業計画では施行地区、事業目的、施行前後の地積、設計の方針、保留地、資金計画などを定めることとなっております。

当区画整理事業は、加賀市が事業主体となり、橋立の自然環境や歴史文化を活かした丘陵地の活用と公共施設の整備を目的に、約41haの区域において、総事業費約1億4千万円をかけ、自然園や宅地、道路などを整備するものであり、事業によって生み出される保留地には、教育福祉関連施設の整備を検討する、という内容になっています。

事業期間は本年度から23年度までの3ヶ年を予定しています。

なお、区域の大部分を占める自然園及び区域内を縦貫する市道の整備については、防衛省からの補助を受けて実施することとしています。

また、区画整理事業の着手前に、将来の自然園などの用地とするため、市が地元地権者から土地の買収を事前に行っており、今回の事業計画策定時点では、全体の9割となる37haが市所有の公共用地、残り3.6haが民有地等の宅地となっています。

今後、区画整理による土地の換地を行い、自然園などの整備を行うとともに、この土地の中に作られます保留地を設定し、それを売却してゆくこととなります。

次に、意見書の要旨について説明いたします。

お手元の資料2の2枚目とあわせてご覧ください。

意見書の主な内容は、上から順に、小中学校などの統合移転に関すること、土地の境界確認に関すること、区域内での過去の事業に関すること、事業に先立ち実施された用地買収に関することなど、7つの項目であります。

ここで、土地区画整理法の規定では、当審議会に付議すべき意見は、事業計画に対する意見のみとされております。

よって、今回、当審議会では、これら7項目のうち、事業計画に関連する意見である、「学校の統合移転に関すること」と「土地の境界確認に関すること」の2項目を審査していただくこととなります。

まず、事業計画書の「設計の方針」には、「保留地において、教育福祉関連施設の整備を検討する」と記載されておりますが、意見書では「事業区域内に、小中学校・保育園を統合移転することは、時間をかけて議論すべき問題である」とされております。

また、事業計画書の「施行前後の地積」には、地目毎の面積や筆数が記載されておりますが、意見書では「原野化し測量できない土地の境界はどのように確認したか分からないので、慎重に精査してほしい」とされております。

その他の5項目の意見については、「過去の色々な事業の問題」とか「区画整理の前に行われた土地の買収における単価の問題」などであり、いずれも当事業計画とは直接関連しないため、審議会へ付議する意見ではございません。

以上が意見書要旨の説明ですが、今回、意見書提出者より、「意見書の内容について、書面だけでは十分に主張しつくせないことから、補足説明させてほしい」という、口頭意見陳述の申し立てがありました。

口頭での意見陳述の申し立てがあった場合、法の規定では、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないこととなっております。

つきましては、去る12月17日、当審議会の高山委員、山田委員2名の出席のうえ、口頭意見陳述の場を設け、意見書提出者からの補足説明を受けております。

以上で意見書要旨の説明を終わります。

◆会 長： それでは、12月17日に開催されました口頭意見陳述の内容を、高山委員の方から説明して下さい。

●委 員： 高山でございます。口頭意見陳述の要旨について報告いたします。

この意見陳述は、12月17日午後1時30分から約1時間に渡り、県庁で行われ、聴取員として、私、高山と山田委員の2名が意見書提出者より補足説明を受けました。

この中で、事業計画に関連した事項として、「学校の統合移転」や「土地所有者の確認方法」に関しての説明があり、具体的には、「学校の統合移転」については、当初、市からは、当地区に自然園を整備するという説明であったが、半年も経たないうちに学校を建設するということとなり、地元が非常に混乱し、市議会でも問題となっている。もし、このまま県の

認可が出されると、住民の意見を置き去りにした計画が進められる。という意見でした。

また、「土地所有者の確認方法」については、市は今回の区画整理事業の着手前に、地権者から土地を買収しているが、その買収にあたり、登記簿のほか、どんな資料を参考として地権者を特定したのか、不可解な点がある。とのご意見でした。

また、事業計画に関連しない事項ですが、市は用地買収にあたり、地権者から委任払いをさせ、過去の土砂採取業者の債権回収に便宜を図っており、大変不可解である、とか、県の認可後に設置される予定である土地区画整理審議会の委員選定のために、市が意図的に8名の一坪地権者を残し、有利に事業を進めようとしている。などという意見がございました。

さらに、今回の事業計画については、地域住民が納得した形で事業を進めるためにも、認可を少し延ばしてもらえないか。

という意見でございました。

なお、今回の意見陳述の内容に対する聴取者の意見として、

私からは、「今回の意見書によって、事業計画の修正を求めるのは難しいのではないか。」と伝えました。

また、山田委員からは、「意見の内容は憶測によるものが非常に多く、もう少し問題を整理して、根拠ある資料を基に詰めていけばどうか。」

というお話をしております。

以上で、口頭意見陳述の要旨説明を終わります。

◆会 長： ありがとうございます。それでは、当意見書に対する施行者の見解及び都市計画審議会としての見解の案を説明して下さい。

◎事務局： それでは、当意見書に対しての、施行者である加賀市の見解及び都市計画審議会としての見解の案をご説明いたします。

なお、以下の市の見解については、去る12月16日の加賀市都市計画審議会においても報告され、県へ提出されたものです。

スクリーンをご覧ください。

まず、学校の統合移転問題についてです。

市の見解としましては、「保留地において保育園、小中学校など教育福祉関連施設の整備を検討しているが、これに関連しての小学校の統廃合を行う予定はない。

また、学校の改築計画については、移転改築案のほか、現在位置での改築案を含め、今後、地元住民や保護者などとの十分な話し合いを継続して決定してゆく」としております。

これらを勘案した場合の、本審議会としての見解の案としましては、

「学校の統合移転問題は、今後市が地元住民などと協議して決定する問題

であり、このことが事業計画に影響するものではないことから、不採択とすることが適当ではないか。」と考えております。

次に、土地の境界確認に関してですが、

市の見解としましては、「地権者が各筆の境界確認ができない状況であることから、各筆の面積は、施行地区の外周を現地立会いのうえ測量して求めた全体区域面積を、各筆の登記面積で按分する方法で決定しており、公平性を保つ上で最も合理的な方法である。また、この決定方法は、土地区画整理法の規程による市の条例で定めている」としております。

これらを勘案した場合の、本審議会としてみ見解の案としましては、

「立会測量で求めた全体区域面積を、各筆の登記面積で按分して定めるという市の条例に基づき算出されていることから、不採択とすることが適当ではないか」と考えております。

以上で、施行者の見解及び都市計画審議会としてみ見解案の説明を終わります。

◆会 長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はございませんでしょうか。

●委 員： 私（高山）の方から一つ意見を申し上げたいと思います。

実は、私は、加賀市の都市計画審議会の会長をやっておりますが、この橋立区画整理事業の都市計画決定にあたり、2年前の市の都市計画審議会において様々な問題が指摘され、2度の継続審議を経て、ようやく決定された経緯がございます。

また、市議会においても、当地区における過去の事業に関することも含めて、何度も質問が繰り返されていると聞いております。

今回の意見書については、その内容は事業計画の修正を求めるに相応しいものとは思えませんので、不採択とすべきではないかと考えますが、仮に、意見書が不採択となった場合、今後の手続として、当事業計画が認可基準を満たしていれば、県は事業を認可し、事業が着手されることとなります。

しかし、真偽のほどは定かではありませんが、当該意見書では今回の事業計画を策定するまでの過程においての、用地買収に係る不透明な会計処理などの問題が記載されており、また、事業着手以降の土地所有者等との無用のトラブルを避けるためにも、

本都市計画審議会として、意見書提出者に対する意見書の不採択決定と併せ、施行者である加賀市に対し、

「意見書提出者等利害関係者に対して、今回の事業計画を策定するまでの経緯や事業計画の内容を再度説明し、十分な理解を得た上で、県に対して事業計画の認可申請を行うよう努めること。

また、事業着手後の事業執行にあたっては、必要に応じて地域住民や市

議会に十分説明のうえ、円滑な事業執行に努めること。」
を附帯意見として提示することが望ましいと思います。

- ◆会 長： 他に、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。
ないようですので、議第 1509 号の議案について、採決したいと思います。
その前に、本議案の土地区画整理法上の取扱いにつきまして、改めて申し添えます。
この意見書に係わる意見を「採択する」と議決した場合においては、県は事業計画について、市に対し必要な修正を加えるべきことを命じることになっています。また、「不採択とする」と議決した場合においては、県はその旨を意見書を提出した者に通知しなければならないこととなっております。
それでは、当議案について採決いたします。
この意見書を採択して、事業計画を修正すべきであるというご意見の方は挙手願います。

〔 挙手なし 〕

- ◆会 長： 挙手はないようでございます。それでは、本議案につきましては、事業計画に反映すべき意見ではないとして、不採択といたしますが、先ほど高山委員の方から、本審議会として、施行者である加賀市に対して、
「意見書提出者などに対して、これまでの経緯や当事業計画の内容を再度説明し、十分な理解を得た上で、県への認可申請を行うよう努めること。また、事業着手後の事業執行にあたっては、地域住民や市議会に十分説明の上、円滑な事業執行に努めること。」
という趣旨の附帯意見を提示してはどうかとの提案がございました。
高山委員の提案に対するご質問、ご意見はございませんでしょうか。

〔 異議なし 〕

特にご異議がないようですので、本審議会として、施行者である加賀市に対し、先ほどの附帯意見を提示したいと思います。

なお、附帯意見文章の詳細については、会長一任でお願いしたいと思いません。

これで、議案第 1509 号の審議を終わりたいと思いますが、本日は施行者である加賀市さんもみえております。

当該区画整理事業の進め方などについて、市としての意見等がございましたら、承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 加賀市： 加賀市建設部長の嶽野と申します。
本日はご審議賜りまして誠にありがとうございます。
橋立丘陵地につきましては、当審議会で附帯意見ということもございました。今後、意見提出者、地域の方々、市の議会に対しまして、十分な説明を行いまして、円滑な事業を進めたいと思っております。どうもありがとうございました。
- ◆会 長： 県としての意見もございましたら、承りたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ◎事務局： 県といたしましても、先ほどの附帯意見を踏まえながら、今後とも、関係の方々とは十分な意志疎通を図り、理解を得ながら、円滑な事業の執行に万全を期すよう、加賀市を指導してまいりたいと思っております。
- ◆会 長： 今後とも、地域住民や利害関係者との意思疎通を十分に図った上、円滑に事業を執行されるよう、よろしく願いいたします。
最後に、事務局のほうから、報告事項がありますので、説明願います。
- ◎事務局： お配りしてあります資料3「都市計画決定案件市町決定一覧表」をご覧ください。
これは、前回の第149回審議会で報告した分以降の、市町村審議会で審議決定された都市計画決定案件の一覧表でございます。
全体で30件の手続きが行われています。このうち3月25日の前回審議会では報告済みで、その後に決定告示がされたものが18件ございまして、表の上から18番目まででございます。
また、前回審議会以降に市町の審議会で審議されたものが12件ございます。
3枚目の表をご覧ください。
市町別の件数については、金沢市11件、かほく市7件、野々市町3件、他1件ずつの状況となっております。以上でございます。
- ◆会 長： 只今の事務局の説明についてご質問、ご意見はございませんでしょうか。
特に意見もないようですので、以上で、本日諮問のありました案件、報告等につきましては、無事審議が終了いたしました。
それでは事務局にお返しします。
- ◎事務局： 本日は長時間に渡りまして、ご審議誠にありがとうございました。
以上をもちまして、第150回石川県都市計画審議会を閉会といたします。
皆様どうもありがとうございました。